

利用料金一覧表

通所リハビリテーション基本料金

1. 通所リハビリテーション利用料金

提供時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
4時間以上5時間未満 (9:30~13:45)	508円	595円	681円	791円	900円
5時間以上6時間未満 (10:30~13:45)	576円	688円	799円	930円	1,060円
6時間以上7時間未満 (9:30~15:45)	667円	797円	924円	1,076円	1,225円

*各種加算と算定要件

加算内容	1割負担額	算定要件
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円/日	<ul style="list-style-type: none"> ・退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合(*リハビリテーションマネジメント加算(I)から(IV)までのいずれかを算定している)
リハビリテーション提供体制加算	16円/回(4時間以上5時間未満) 20円/回(5時間以上6時間未満) 24円/回(6時間以上7時間未満)	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションマネジメント加算(I)から(IV)間でのいずれかを算定している ・指定通所リハビリテーション事業所において、常時、配置されているPT、OT又はSTが利用者25名又はその端数を増すごとに1以上であること
リハビリテーションマネジメント加算(I)	330円/月	<ul style="list-style-type: none"> ・通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直していること ・介護支援専門員を通じて、指定居宅サービス事業所にリハビリテーションの観点から日常生活上の留意点、介護に工夫等の情報を伝達していること ・新規利用者に対して、リハビリテーションの実施を開始した日から起算して1月以内に居宅を訪問すること ・医師はリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を行うこと
リハビリテーションマネジメント加算(II)	850円/月(6月以内) 530円/月(6月以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーション計画について医師が利用者又は家族に対して説明し、同意を得ること ・6月以内は1月に1回以上、6月以降は3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じリハビリテーション計画を見直すこと ・介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、自立の為に必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと ・PT、OT又はSTが利用者の居宅を訪問し、その家族や他事業所の職員に対し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと

栄養改善加算	150 円/1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション)との連携により管理栄養士を1名以上配置していること ・利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して栄養ケア計画を作成すること
口腔機能向上加算	150 円/1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること ・利用者の口腔機能を把握し、医師、歯科医師、言語聴覚士、看護職員、介護職員が共同し口腔機能改善管理指導計画を作成していること
入浴介助加算	50 円/1 日	入浴介助を行った場合
サービス提供体制強化加算 I 1	18 円/1 日	・介護職員総数のうち介護福祉士が 50%以上配置されている
介護職員処遇改善加算 (I)		所定単位数に 4.7%を乗じる

1 指定通所リハビリテーションサービスを提供して際の利用料は、厚生労働大臣の定める上記の金額とし、その提供したサービスが法定代理受領サービスに該当する場合には、利用者から事業者に変更した費用の1割の額を徴収致します。

2 前項の利用料金の他、次に掲げる費用の額が利用者負担となります。

2. 各種加算料金

(自己負担) 食事代：390円/昼食

介護予防通所リハビリテーション基本料金

利用内容・利用料金（1割負担額）

要支援区分	1割負担額（1月）					
要支援 1	1,712 円					
要支援 2	3,615 円					
加算利用料						
加算内容	1割負担額（1月）	算定要件				
リハビリテーションマネジメント加算	330 円/月	<ul style="list-style-type: none"> ・医師がリハビリテーションの実施にあたり、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し利用者に対するリハビリテーションの目的に加え、開始前や実施中の留意事項、中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行う ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が介護支援専門員を通して事業所に対し日常生活上の留意点、介護の工夫等情報提供すること ・概ね3月ごとにリハビリテーション計画を更新する・概ね3月ごとにリハビリテーション計画を更新する 				
運動器機能向上加算	225 円/月	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を1名以上配置している医師を含め他職種共同で運動器機能向上計画を作成する				
栄養改善加算	150 円/月	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション)との連携により管理栄養士を1名以上配置していること ・利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して栄養ケア計画を作成すること 				
口腔機能向上加算	150 円	<ul style="list-style-type: none"> ・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること ・利用者の口腔機能を把握し、医師、歯科医師、言語聴覚士、看護職員、介護職員が共同し口腔機能改善管理指導計画を作成していること 				
サービス提供体制加算 I 1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">要支援 1</td> <td style="text-align: center;">72 円/月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">要支援 2</td> <td style="text-align: center;">144 円/月</td> </tr> </table>	要支援 1	72 円/月	要支援 2	144 円/月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である
要支援 1	72 円/月					
要支援 2	144 円/月					
介護職員処遇改善加算 I						
		所定単位数の4.7%を加算				

- 1 送迎・入浴は、基本金額に含まれています。
- 2 提供時間につきましては、ご利用者様とご家族様に選択していただきます。ただし、地域や送迎のコースによりましてはご相談する場合がありますのでご協力宜しくお願いします。
- 3 月途中からのサービス開始、月途中でのサービス終了の場合であっても原則として上記料金となります。ただし、下記の(1)～(2)にあたる場合は日割り計算となります。

(1) 月途中に要介護(1～5)から要支援(1～2)の状態となった場合

(2) 月途中に要支援(1～2)から要介護(1～5)の状態となった場合

食 事 代	定額 390 円/昼食(一食当たり)
-------	--------------------